

【進呈誌】

人事労務の最新情報をお届け!

月刊

人とみらい

2024

3

(発行) 中園総合労務事務所 代表 特定社会保険労務士 中園博章
〒660-0054 兵庫県尼崎市西立花町 3 丁目 4-1 パークビル 201
TEL 06-6430-6318 <https://nakazono-office.net>

いつも大変お世話になり誠にありがとうございます。

花粉症の季節がやって来ました。私は数年前に発症して以来、重度ではありませんが年によって相応に苦しめられるといった感じです。日本人の約4割は花粉症を患っているそうですが、先日、その影響で外出を控えること等による経済効果は推計▲3,200億円にも及ぶと朝の情報番組で報じていました。本編ではテレワークの活用について紹介していますが、一方で、経済的には見えないところで負の影響もあるようですので、思っている以上に厄介な病ですね。

さて先日、4時間にわたる人事労務セミナーが無事に終了しましたが、その中で“2024年の賃上げ動向”についても時間を割いて解説させて頂きました。簡単に申しますと、2023年は消費者物価指数(2020年基準の総合指標)の上昇率4.2%に対して賃上げ率は約3.6%で、賃上げ不足0.6%となっており、2024年の消費者物価指数の上昇率が6.8%、対前年比2.6%(6.8%-4.2%)ですので、単純に賃金を物価上昇に追いつかせようとする3.2%(0.6%+2.6%)の賃上げが必要となります。これに連合の春闘方針5%(ベースアップ3%+定期昇給2%)以上の賃上げ等も加味すると、おそらく2024年の賃上げは3%~4%の10,000円前後(300,000円×3%=9,000円~300,000円×4%=12,000円)が落としどころとなってくるのではないかと推測されます。

戦争に起因して物価が上昇しているとも言われますが、それでも世界ビッグマック指数(ビッグマック価格の国際比較)によると日本(450円)は44位(2023年12月時点)で、1位スイス(1,098円)、2位ノルウェー(983円)、3位ウルグアイ(974円)等と比べても半分以下の値段とのこと。こうした国際比較を用いる際は為替レートほか様々な要因を加味しなければならないのかも知れませんが、いずれにしても急激な物価の変動は色々なところに歪が起きますから当面は目が離せないでしょう…。

中園総合労務事務所 代表 中園博章

CONTENTS

(注目 NEWS) 外国人労働者数が初の200万人超え	2
(注目 NEWS) 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会報告書より	3
(労基関係) 約9割が建設技能労働者の賃金を引上げ	4
(労基関係) 家事使用人の雇用ガイドラインが策定されました	5
(雇用関係) 男女の賃金の差異、平均値が初公表	6
(雇用関係) 続く売り手市場、最近の学生の就活状況は?	7
(雇用関係) 隠れワーケーションに注意!	8
(保険関係) 社会保険適用拡大に関するQ&Aが公開	9
(安衛関係) 花粉飛散量が「極めて多い日」はテレワークの検討も	10
2024年3月の税務・労務手続カレンダー	11



外国人労働者数が初の 200 万人超え 外国人を雇用する事業所数も過去最高

■外国人労働者数は過去最高を更新

厚生労働省は1月26日、2023年10月末時点の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

国内で働く外国人は昨年10月末時点で前年と比べ12.4%増えて、204万8,675人に上り、平成25年から11年連続で過去最多を更新しました。外国人労働者の増加率はコロナ禍前の水準にまで回復しています。また、比較可能な平成2008年以降、200万人を超えるのは初めてです。

外国人労働者数は204万8,675人で、前年比で22万5,950人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しました。対前年増加率は12.4%と、前年の5.5%から6.9ポイント上昇しています。

■外国人を雇用する事業所数も過去最高を更新

外国人を雇用する事業所数は31万8,775所で、前年比1万9,985所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。対前年増加率は6.7%と、前年の4.8%から1.9ポイントの上昇でした。

■国籍別では、ベトナムが昨年同様に最多

国籍別では、ベトナムが最も多く51万8,364人で、外国人労働者数全体の25.3%を占めています。次いで中国39万7,918人（全体の19.4%）、フィリピン22万6,846人（全体の11.1%）の順となっています。

対前年増加率が高かったのは、インドネシア（56.0%増）、次いでミャンマー（49.9%増）、ネパール（23.2%増）の順となっています。

■在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が前年比最多の増加率

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が対前年増加率として最も大きく59万5,904人で、前年比11万5,955人（24.2%）の増加、次いで「技能実習」が41万2,501人で、前年比6万9,247人（20.2%）増加、「資格外活動」が35万2,581人で、前年比2万1,671人（6.5%）の増加でした。

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html



特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化に関する検討会報告書より

■業務委託をした場合に明示しなければならない事項

特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「本法」といいます）の施行に向けて、政令または公正取引委員会規則で定めるとされている事項について、公正取引委員会は、各業種における取引実態を踏まえ、特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会がとりまとめた報告書を公表しました。

本法3条1項では、業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合、公正取引委員会規則に定める事項を明示しなければならないとされています。この公正取引委員会規則に定める事項について、下請法や業法・業界の慣行とそろえるべきとの意見により、下記の事項とすることが適当と示されました。

- ① 業務委託事業者および特定受託事業者の商号、名称等
- ② 業務委託をした日
- ③ 特定受託事業者の給付・役務を受領する期日
- ④ 特定受託事業者の給付を受領する場所
- ⑤ 給付・役務の内容を検査する場合は、検査完了期日
- ⑥ 報酬をデジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払い）する場合に必要な事項

■規定の対象となる業務委託の期間

本法第5条では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し、業務委託をした場合にしてはならない行為を定めています。この規定の対象となる業務委託は、政令で定める期間以上の期間行うもの（契約の更新により、期間以上継続して行うこととなるものを含みます）に限定されており、この具体的な期間は「1か月」とすることが適当と示されました。

報告書では、上記2点のほか、任意事項とされる電磁的方法による明示の認否や、再委託する場合の取扱いについても方針が示されています。フリーランスとの取引がある場合は、新法の施行までに準備を進めていきましょう。

【公正取引委員会「『特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会』報告書について」】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_fl_report.html

約9割が建設技能労働者の賃金を引上げ ～下請取引等実態調査より

■建設工事における下請取引等の実態を調査

国土交通省では、毎年、建設工事における下請取引等の実態調査を行い、下請代金の決定方法や工期の設定、技能労働者への賃金支払状況等の項目における建設業法令違反行為の有無を調べ、違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施しています。1月31日に公表された2023年度調査では、9,136業者が集計対象となっています。

■約9割が建設技能労働者の賃金を引上げ

2023年度調査結果によると、賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は89.6%と、昨年度の84.2%よりアップしました。賃金水準を引き上げた理由としては、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」が55.9%で最多となっています。引き上げないと回答した理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」が46.2%で最多となっています。

■見積書の項目に問題のある例も

一方、下請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は69.3%、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は65.2%にとどまりました。また、元請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は77.6%、労務費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は68.3%でした。

調査の結果、建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者には指導票が送付され、指導が行われます。また、必要に応じて立入検査等も実施されます。

【国土交通省「下請取引等実態調査の実施について」】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html

家事使用人の雇用ガイドラインが策定されました

■ガイドラインの内容・目的

2月8日に厚生労働省より公表された本ガイドラインでは、①家政婦・家政夫（家事使用人）を雇用する雇用主（家庭）、②家事使用人、③家政婦（夫）紹介所（事業者として、家事使用人と雇用主との間の労働契約をあっせんする機関）を対象に、家事使用人の労働契約の条件の明確化・適正化、適正な就業環境の確保などについて必要な事項を示しています。

個人宅に出向き、家庭と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する家事使用人は、労働契約法の適用は受けませんが、労働基準法が適用除外です。独立行政法人労働政策研究・研修機構「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」（2023年9月公表）で、業務内容や就業時間などが不明確であるため契約をめぐるトラブルが発生する、また、就業中のケガに対する補償が十分ではないなどの問題が一部にあることがわかったことから、家事使用人に働きやすい環境の確保がなされるよう、本ガイドラインが策定されました。

■労働条件の明確化

「雇用主の情報」「就業場所」「労働契約の期間」「試用期間」「業務の内容」「就業時間・休憩時間」「報酬等」「退職に関する事項」「休日・休暇」といった条件について明確にすること、また、口頭で伝えるだけでなく、書面もしくは電子メールなどで明示することを求めています。

■労働契約の条件の適正化

雇用主が、報酬や就業時間、労働契約の期間などを適正な水準に設定することを求めています。例えば、報酬については、仕事の難易度や家事使用人の能力などを考慮し、最低賃金を下回るような低い水準となっていないかを確認し、家事使用人と話し合った上で、適切な水準となるようにすることとしています。

■適正な就業環境の確保

家事使用人の就業日ごとの始業・終業時刻を確認して、記録し、お互いに確かめ、就業時間を適正に管理することなどを求めています。

■保険の加入状況の確認

雇用主に、家事使用人または家政婦（夫）紹介所に対して、①損害保険加入の有無、②災害補償保険（労災保険の特別加入を含む）加入の有無を事前に確認しておくことなどを求めています。

【厚生労働省「「家事使用人の雇用ガイドライン」を策定しました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37762.html

男女の賃金の差異、平均値が初公表 均等雇用のはじめの一步に

■男女の賃金の差異の平均値

2023年7月8日に、女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者301人以上の大企業に対し情報公表が義務化されたのは記憶に新しいところです。

今般、厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、男女の賃金の差異の平均値（対象：301人以上事業主）が明らかにされました。

〈男性の賃金に対する女性の賃金の割合の平均値〉

- ・全労働者→69.5%
- ・正規雇用労働者→75.2%
- ・非正規雇用労働者→80.2%

※義務対象企業17,370社のうち、女性の活躍推進企業データベースに加え、厚生労働省が把握した14,577社の公表数値の平均値（2024年1月19日時点）

■求職者にとっての比較材料に

男女の賃金の差異は、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」で公表されています。もちろん、差異が大きいからといって一概に差別的な取扱いをしているというものではありません。しかし、あまりに開きがある場合、特に女性の求職者が不安を覚える可能性は大いにあります。今回公表された平均値は、採用活動において重要な意味を持つことでしょう。逆にいえば、十分な取り組みを行っているという企業は、適切な説明や積極的な発信をすることで、この数値を味方とすることもできそうです。そのためのはじめの一步として、まずは自社の男女の賃金の差異を把握することが重要です。

【厚生労働省「第67回労働政策審議会雇用環境・均等分科会」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37629.html



続く売り手市場、最近の学生の就活状況は？ ～大学等卒業予定者の就職内定状況調査

■大学生の就職内定率は86%、前年同期から1.6ポイント上昇

いよいよ3月卒業の学生等が新入社員として働き始める時期が近づいてきました。今春卒業予定の学生等の就職状況はどうだったのでしょうか。

厚生労働省と文部科学省が公表した、2024年3月大学等の卒業予定者の就職内定状況調査（2023年12月1日現在）によれば、大学生の就職内定率は86.0%（前年同期比1.6ポイント上昇）となっています。

また、短期大学の就職内定率は66.7%で同2.7ポイント低下となっているものの、高等専門学校および専修学校（専門課程）の就職内定率は、それぞれ97.8%（同1.2ポイント上昇）、73.2%（同3.4ポイント上昇）と、売り手市場が続いている状況が見てとれます。

■学生の困り込みのためのオヤカク

学生優位の売り手市場において、企業側も内定者の困り込みに必死になっています。最近では、内定辞退等を防ぐため、就職希望者の親に入社や内定の承諾を確認する「オヤカク」などの広がり等が多く報道されているところです。

■人材確保の難化への対応を

これまでの新卒採用は、4月入社に向けた一括採用が主流でした。しかし、労働力人口の減少やグローバル化の状況を踏まえ、経団連は多様な人材の獲得に向けて通年採用の拡大を提言しています。今後、大企業の通年採用の拡大が予想される中、内定辞退率の高さで悩まされがちな中小企業は、人材獲得のさらなる難化が指摘されています。

深刻化していく人材確保の問題に対応すべく、自社における採用活動のあり方を、より一層検討していく必要があるでしょう。

【厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査（2023年12月1日現在）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11805001/001197583.pdf>

隠れワーケーションに注意！ 情報漏洩など様々なトラブルの原因に

■ワーケーションのメリット

パーソル総合研究所の「ワーケーションに関する定量調査」によると、普段の職場や自宅とは異なる日常生活圏外の場所で、仕事（テレワーク）をしながら自分の時間も過ごす「ワーケーション」や、出張先などで滞在を延長して余暇を過ごす「ブレジャー」を行ったことがある就業者は、17.4%いるそうです。

直接的なコミュニケーションの機会が少なくなっている昨今、グループでワーケーションを行うことで、よりワーク・エンゲージメント（仕事に対してのポジティブで充実した心理状態）が高まったという調査結果が出ています。他のメンバーと一緒に非日常の中で仕事をしながら過ごすことで、一体感が高まり、チームワークにも良い影響を与えるようです。

■隠れワーケーションのリスク

一方、直近半年未満にワーケーションを行った人のうち14.1%が、他のメンバーに隠れてワーケーション（隠れワーケーション）を行っている実態もわかりました。

また、ワーケーションを認めている企業（と認知されている割合）は54.8%あったそうですが、ワーケーション経験者のおよそ半数が、企業からワーケーションを認める方針が出ていないか、禁止されている中で行っていたということです。

こうした隠れワーケーションが行われると、様々なリスクが発生します。情報漏えいや労務管理上のリスクの増加、職場の人間関係の悪化、従業員に対する懲戒処分を行う際のトラブル発生などが考えられます。

ワーケーションを認める場合には、関連規定や申請書を整備することはもちろん、部署のメンバーへの伝達やセキュリティ対策、効果的な実施方法など、実際の運用面も検討することが大切でしょう。導入をご検討される際は、弊所にご相談ください。

【パーソル総合研究所 「ワーケーションに関する定量調査」】

<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/workcation.html>

2024年10月からの社会保険適用拡大に関するQ&Aが公開されました

■パートやアルバイトも社会保険の被保険者に

所定労働時間または所定労働日数が通常の労働者（正社員）の4分の3に満たない短時間労働者でも、①1週の所定労働時間が20時間以上であること、②所定内賃金が月額8.8万円以上であること、③学生でないこと、④特定適用事業所に使用されていること、という要件を満たせば、健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。

今年の10月から、④の特定適用事業所の企業規模要件が、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超える企業から常時50人を超える企業に拡大されるため、厚生労働省によるQ&Aが公開されました。関係のある方は、下記をご確認ください。

■「被保険者の総数が常時50人を超える」とは？

（答）「被保険者の総数が常時50人を超える」とは、①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

■特定適用事業所に該当した適用事業所は、どのような手続が必要？

（答）特定適用事業所に該当した場合は、①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店又は主たる事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出すこととなります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出すこととなります。）。②個人事業所の場合は、各適用事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出すこととなります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出すこととなります。）。

【厚生労働省「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf>

花粉飛散量が「極めて多い日」は テレワークの検討も

■表示ランクを 30 年ぶりに改定

日本花粉学会は昨年 12 月、花粉飛散量の表示ランクを 30 年ぶりに改定し、これまでの「非常に多い」というランクを 1 日 1 平方センチあたりのスギ・ヒノキの花粉数 50 個以上から 100 個未満に改訂し、新たに 100 個以上の日を「極めて多い」とすることとしました。

《新基準》少ない：10 個未満

やや多い：10 個～30 個未満

多い：30 個～50 個未満

非常に多い：50 個～100 個未満

極めて多い：100 個以上

これに伴い、環境省と厚生労働省は花粉症対策についてまとめたリーフレットを公表しました。

■外出を避け「テレワーク」の活用も

リーフレットには、予防策として、顔にフィットするマスクやメガネの着用や、花粉飛散の多い時間帯（昼前後と夕方）の外出を避けることを挙げています。また、職場の対策として、まだ発症していない人にもテレワークを活用するなどの予防行動をとることを推奨しています。

リーフレットにはそのほか、花粉を室内に持ち込まないために以下を掲げています。

- ・花粉が付きにくく露出の少ない服装を心がけましょう
- ・手洗い、うがい、洗顔、洗髪で花粉を落としましょう
- ・換気方法を工夫しましょう
- ・洗濯物や布団の外干しを控えましょう

このほか、リーフレットでは対症療法や免疫療法などの治療方法についても掲載しています。

スギ花粉の飛散量は 2 月から 5 月頃が多い時期です。花粉症患者は飛散量が多い日は症状が酷くなり、生活や仕事に影響を及ぼします。企業の取組みとしては、花粉症に関する知識や情報を発信し、従業員が働きやすいように環境整備することが必要です。テレワークが可能な業務については、鼻水やくしゃみがひどくて仕事が手につかないよりも賢明な選択肢といえるかもしれません。

【日本花粉学会「花粉情報等標準化委員会」】

http://www.psj3.org/jp/PSJ_polleninfo_standardization.pdf

【環境省・厚生労働省「花粉症対策～スギ花粉症について日常生活でできること」】

<https://www.env.go.jp/content/000194676.pdf>



税務と労務の手続カレンダー (2024年 3月)

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所]
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出＜新規適用のもの＞ [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞ [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

【編集後記】

「物流業界の2024年問題」で荷物が届かなくなるなどの懸念が広がっていますが、医療を取り巻く環境も同じ問題にさらされています。労働時間の上限規制、月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金の引き上げ、代償休息時間の確保などで医療機関では深刻な医師不足、そして経営難が懸念されています。▼さらに、今年4月からは「追加的健康確保措置」として、月100時間以上の時間外労働が見込まれる医師に対して、医師による面接指導が義務づけられ……あれ？ その面談をする医師は月100時間を超えていないんですよね？ 医師の、医師による、医師のための面談って▼そのうち医師不足でこんなケースが出てくるかも。患者「先生、わたし手術するの、初めてなんですけど大丈夫でしょうか。」医師「心配することはありません。私だって手術をするの、初めてですから」

月刊 人とみらい 2024年3月号

発行 中菌総合労務事務所

〒660-0054 兵庫県尼崎市西立花町3丁目4-1 パークビル201

TEL 06-6430-6318 URL <https://nakazono-office.net>

編集 アズグローバル株式会社

※本書の無断複製・複写を禁じます。
